

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先 0157-24-4167

令和8年3月27日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望								借受要望			事務所等	担当	電話番号	備考
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類					借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)				
					前回入札時 の最低売却 価格(円)	前回入札の 公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
1	北見市 相内町134番10	宅地	328.04	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
2	北見市 相内町214番24	宅地	448.83	×	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
3	北見市 朝日町48番16、同番166、 同番571、同番572、同番 585、68番15、同番16、同 番17	宅地	6,785.89	○	53,500,000	R7.10.24	×	×	×	×	-	-	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
4	北見市 大町158番2	宅地	170.32	○	1,140,000	R7.10.24	×	×	×	×	-	-	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
5	北見市 東相内町1078番、1079番	宅地	737.18	○	3,430,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
6	北見市 豊地839番1	雑種地	20,543.31	×	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
7	北見市 留辺蘆町栄町77番1	宅地	3,806.91	○	3,500,000	R7.10.24	×	×	×	×	-	-	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
8	網走市 桂町2丁目60番6、同番 14、同番21、同番22	宅地	1,456.86	○	3,360,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
9	網走市 新町3丁目78番8、同番9、 同番10	宅地	1,004.45	○	2,340,000	R7.10.24	×	×	×	×	-	-	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
10	網走市 緑町14番2、同番4、15番 2、19番11、同番28、同番 32、同番33	宅地	1,389.24	○	3,280,000	R7.10.24	×	×	×	×	-	-	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り	先着順売却物件	
11	網走郡美幌町 字東2条北2丁目11番、12 番	宅地	436.69	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
12	網走郡美幌町 字元町42番1、43番、44番 2、同番3、同番4、50番 14、同番15、同番16、同 番44	畑 雑種地	16,906.68	○	-	-	○	○	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
13	紋別郡遠軽町 寿町18番5	宅地	1,129.11	○	5,060,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
14	紋別郡遠軽町 白滝555番1、556番1、557 番1、558番1、559番1	宅地	899.63	○	580,000	R4.11.1	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
15	紋別郡湧別町 開盛308番	宅地	877.80	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
16	紋別郡雄武町 字雄武1400番7	宅地	248.14	○	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		
17	網走郡大空町 女満別西4条3丁目83番20	宅地	5,756.29	×	-	-	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	-	北見	管財課	上記問い合わせ先の通り		

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特別（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売払いを行う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売払いを行う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料（予算決算及び会計令臨時特別（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。